

## 国立市企業立地あっせん事業実施要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、市内に企業の立地を希望し、土地及び建物の情報を求めている者、市内に土地及び建物を所有し、その活用を希望する者並びに土地建物取引を業としている者等との連携を図ることにより、企業立地の促進及び土地建物の有効活用の支援を行うため、企業立地あっせん事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、企業誘致促進条例(平成20年6月国立市条例第16号。以下「条例」という。)の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地あっせん協力者 土地建物取引等を業としている者で、条例の目的を理解し、市が推進する企業立地等に協力する意思があり、第3条の規定により登録されたものをいう。
- (2) 企業立地希望者 市内に企業の立地を希望する者で、条例第5条第1項に規定する指定企業の要件を満たすもの又は市長が適当と認めるものをいう。
- (3) 土地建物活用希望者 市内の土地及び建物を所有し、その活用を希望する者で、条例第5条第2項に規定する指定企業誘致協力者の要件を満たすもの又は市長が適当と認めるものをいう。

### (登 録)

第 3 条 企業立地あっせん協力者の登録を受けようとする者は、企業立地あっせん協力者登録申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、別に定める登録要件その他必要な事項を審査の上登録を決定し、企業立地あっせん協力者登録通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知する。

( 情報提供依頼の申出 )

第 4 条 企業立地希望者は、土地建物活用希望者の情報の提供を受けようとするときは、企業立地希望に係る情報提供依頼申出書(第3号様式)により市長に申し出なければならない。

2 土地建物活用希望者は、企業立地希望者の情報の提供を受けようとするときは、土地建物活用希望に係る情報提供依頼申出書(第4号様式)により市長に申し出なければならない。

( あっせん提供情報 )

第 5 条 前条の規定による申出により企業立地あっせん協力者へのあっせんのために提供する情報は、同条第1項及び第2項に規定する申出書の情報(申出者の会社名、氏名、所在地その他の当該法人及び個人が特定できる情報を除く。以下「あっせん情報」という。)とする。

( 情報提供の依頼 )

第 6 条 市長は、第4条第1項の規定による申出があったときは、土地建物情報提供依頼書(第5号様式)に企業立地希望者のあっせん情報を添えて、企業立地あっせん協力者に対し、土地建物の情報の提供を依頼することができる。

2 市長は、第4条第2項の規定による申出があったときは、企業立地情報提供依頼書(第6号様式)に土地建物活用希望者のあっせん情報を添えて、企業立地あっせん協力者に対し、企業立地の情報の提供を依頼することができる。

( 市長への情報の提供 )

第 7 条 企業立地あっせん協力者は、前条の規定による依頼を受けたときは、その依頼のあった日から2週間以内に情報提供報告書(第7号様式)により、土地建物又は企業立地の情報について市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する土地建物の情報は、専任媒介契約又は専属専任媒介契約が締結されているものとする。

( 情報提供の通知 )

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により情報提供の報告を受けたときは、情報提供通知書（第 8 号様式）により当該企業立地希望者又は土地建物活用希望者に通知する。

（連絡調整）

第 9 条 前条の規定により通知を受けた企業立地希望者及び土地建物活用希望者（以下「企業立地希望者等」という。）は、当該情報について交渉等を希望するときは、当該企業立地あっせん協力者との連絡調整を市長に依頼することができる。

2 前項の連絡調整以外の当事者間で行われる交渉等については、市は関与しない。

（報告）

第 10 条 市長は、前条第 1 項の連絡調整を受けた企業立地希望者等に対し、交渉等の経過及び結果について報告を求めることができる。

2 前条第 1 項の連絡調整を受けた企業立地希望者等は、交渉等の結果、契約を締結する見込みがあるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第 11 条 企業立地希望者、土地建物活用希望者及び企業立地あっせん協力者は、この事業の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（市の責任の範囲）

第 12 条 この事業により行われる情報の提供に関して、当事者間で行われる連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市は一切の責任を負わない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 2 1 年 7 月 2 2 日から施行する。